

香楽園（特定施設入居者生活介護）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人健仁会が開設する特定施設入居者生活介護（以下「事業所」という）が行う指定特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員又は介護職員（以下「介護職員」という）等が要支援・要介護状態等になった場合でも当該指定特定施設入居者生活介護または介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下「利用者」という）が事業所においてその有する能力に応じ、またはその有する能力の維持・改善を図り、自立した日常生活を営むことが出来るようにする事を目的とする。

（運営方針）

第2条 事業所の介護職員等は、その有する能力に応じ、またはその有する能力の維持・改善を図り、自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事の介護、機能訓練その他の生活全般に渡る援助を行う。

2 事業所の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 香楽園
- 二 所在地 兵庫県加西市鶉野町字東中条1750番地

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。（ただし、法定基準の範囲内で変更する場合がある。）

- 一 管理者 : 1名
- 二 生活相談員 : 1名（常勤職員で専従）
- 三 看護職員 : 1名以上
看護職員は利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- 四 介護職員 : 人員基準上必要な数以上
介護職員は利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な介護を行う。
- 五 機能訓練指導員 : 1名（看護職員と兼務）
日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行うものとする。
- 六 計画作成担当者 : 1名（介護支援専門員）
計画作成担当者は、利用者が自立した日常生活を営むことが出来るよう適切な方法によりサービス計画を作成する。

(入所者及び居室数)

第5条 入所者及び居室数は次のとおりとする。

入所定員： 60名

居室数： 57名

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	54室	24.85 m ² 32部屋 25.56 m ² 22部屋
2人部屋	3室	37.28 m ² 3部屋
合 計	57室	
一時介護室	1室	25.56 m ²
食堂	1室	142.62 m ²
機能訓練室	1室	[主な設置機器] S字平行棒・ユニット階段・エアロバイク
浴室	2室	機械浴・特殊浴槽

(利用料)

第6条 指定特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

利用料については、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定特定施設入居者生活介護または介護予防特定施設入居者生活介護が法廷代理受領サービスたる指定特定施設入居者生活介護または介護予防特定施設入居者生活介護を提供した際には、利用料の一部として居宅介護サービス費又は、居宅支援サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受けるものとする又その他に利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用、指定特定施設入居者生活介護または介護予防特定施設入居者生活介護の提供に必要となる日常生活上の便宜の提供に係る費用を合算した費用を利用者の負担とする。

※ 利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及びその費用の説明を行い、同意を得る。

※ 利用料その他の費用の額については、別紙及びサービス利用書参照。

一 身体介護

二 食事及び排泄等日常生活の世話

三 リハビリテーション

四 家事援助

五 各種生活相談と助言

2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は、その家族に対して事前に文書で説明をした上で支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 当該施設の介護職員等は、利用者の介護を実施中に利用者の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない又入所申込者又は、入所者が入院治療を要する者であること、入所者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は適切な病院の紹介や措置を速やかに行うものとする。

また、休日や夜間等における対応についても、協力医療機関との間で必要事項を取り決める。

(介護専用居室又は介護室に移る条件及び手続き)

第8条 利用者が一時介護室に移る場合の条件及び手続きについて、当該入居者に対する指定特定施設入居者生活介護または介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる計画作成担当者並びに他の従業者と協議の上、利用者の心身の状況（要介護状態又は、悪化の防止等）を踏まえて、適切に行い提供に当たっては、利用者又はその家族にサービスの提供方法等について理解しやすいような説明をし、適切な方法で手続きを行う。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第9条 当該指定特定施設入居者生活介護または介護予防特定施設入居者生活介護を法廷代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し意志を確認し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

(人格の尊重)

第10条 事業者は、当該事業を利用する利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った介護福祉サービスを提供しなければならない。

(秘密の保持)

第11条 事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、指定介護福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかななければならない。

(非常災害対策)

第12条 非常災害対策について

利用者が火災緊急避難を要する事態が発生した場合に備えて常に万全の管理体制がとれるよう配慮するものとする。

(衛生管理等)

第13条 事業所は、入居者の使用する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以

上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(身体拘束)

第15条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期

的に実施する。

（業務継続計画の策定等）

- 第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（暴力団等の影響の排除）

- 第17条 事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

（運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表）

- 第18条 事業者は、その提供する介護福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 2 事業者は、前項における評価の結果を公表するよう努めなければならない。

（その他運営についての留意事項）

- 第19条 全ての特定施設入居者生活介護従業員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとし、また、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - 二 継続研修 年2回
- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持する。
 - 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持させる為、従業員でなくなった後もこれらの秘密を保持する旨を従業員と雇用契約で内容を保守する。
 - 4 事業所は、適切な指定特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人健仁会と事

務所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は平成１６年４月１日から施行する。

平成１７年７月１日改正

平成１８年４月１日改正

平成１８年１１月１０日改正

平成２０年３月１日改正

平成２４年４月１日改正

平成２６年４月１日改正

令和３年 ７月１日改正

令和５年１１月１日改正